

阿倍野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	令和5年度 阿倍野区グローバル人材育成支援事業	その他	(株) イング	3,025,999円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
2	令和5年度 阿倍野区子どもの体力向上支援事業	その他	リーフラス(株)	1,168,200円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
3	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	高松小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
4	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	常盤小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
5	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	金塚小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
6	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	丸山小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
7	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	清明丘小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
8	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	阿倍野小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
9	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	阪南小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
10	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	長池小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
11	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	苗代小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
12	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	清明丘南小学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
13	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	昭和中学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
14	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	文の里中学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
15	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	阪南中学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
16	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	松虫中学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
17	令和5年度 学校体育施設開放事業	その他	阿倍野中学校体育施設開放事業運営委員会	155,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
18	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	高松小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
19	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	常盤小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
20	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	金塚小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
21	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	丸山小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
22	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	清明丘小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
23	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	阿倍野小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
24	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	阪南小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
25	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	長池小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—

阿倍野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
26	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	苗代小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
27	令和5年度 生涯学習ルーム事業	その他	清明丘南小学校生涯学習ルーム運営委員会	50,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
28	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	高松小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
29	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	常盤小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
30	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	金塚小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
31	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	丸山小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
32	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	清明丘小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
33	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	阿倍野小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
34	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	阪南小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
35	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	長池小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
36	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	苗代小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
37	令和5年度 「小学校区教育協議会—はぐくみネット」事業	その他	清明丘南小学校区教育協議会—はぐくみネット—	143,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
38	令和5年度「あべの 安全・安心 見守り、支え合い隊」事業	その他	(福) 大阪市阿倍野区社会福祉協議会	16,765,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
39	大阪市阿倍野区における新たな地域コミュニティ支援事業	その他	(一財) 大阪市コミュニティ協会	14,062,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
40	阪堺電気軌道上町線軌道敷の芝生維持管理業務委託（概算契約）	その他	南海ビルサービス（株）	4,477,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
41	阿倍野区コミュニティ育成事業業務委託	その他	(一財) 大阪市コミュニティ協会	8,925,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
42	大阪市立阿倍野区民センター管理運営業務	その他	(株) ビケンテクノ	29,374,000円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
43	令和5年度 阿倍野区広報紙「広報あべの」企画編集業務委託	その他	(株) トライアウト	3,865,840円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
44	統一地方選挙（令和5年4月9日執行）にかかるタクシー（時間貸）借入れ	その他	未来都ハイタク事業（協組）	553,800円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
45	阿倍野区役所児童相談等システムパソコン修繕業務	その他	(株) 大塚商会	126,808円	R5.4.27	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
46	阿倍野区役所1階男子トイレ自動水栓修繕業務	その他	(株) リビングサービス	30,580円	R5.5.9	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	—
47	阿倍野区役所1階保健福祉センター側トイレ配管修繕業務	その他	大都保全興業（株）	502,700円	R5.5.22	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	—

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 阿倍野区グローバル人材育成支援事業

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本業務は、児童・生徒の英語語学力の向上や異文化理解の促進を目的とするため、事業者等が有する創造性や先進的かつ専門的な知識やノウハウが必要となり、効果的に目的を達成するには、価格よりむしろ内容が重視される業務である。

そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課教育支援担当（電話番号 06-6622-9893）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 阿倍野区子どもの体力向上支援事業

### 2 契約の相手方

リーフラス株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、児童・生徒の体力・運動能力向上や運動の楽しさを伝えることを目的とするため、民間企業等が有する創造性や先進的かつ専門的な知識やノウハウが必要となり、効果的に目的を達成するには、価格よりむしろ内容が重視される業務である。

そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課教育支援担当（電話番号 06-6622-9893）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 阿倍野区学校体育施設開放事業 業務委託

### 2 契約の相手方

下記小中学校の体育施設開放事業運営委員会

小学校：高松・常盤・金塚・丸山・晴明丘・阿倍野・阪南・長池・苗代・晴明丘南

中学校：昭和・文の里・阪南・松虫・阿倍野

### 3 随意契約理由

「大阪市阿倍野区学校体育施設開放事業実施要綱」（以下、要綱という。）において、PTA、地域振興会、体育厚生協会、スポーツ推進委員協議会等の地域関係団体及び利用団体の代表者等（以下、地域住民等という。）で構成する「学校体育施設開放事業運営委員会」（以下、当該団体という。）を組織することを定めている。

本事業の目的を達成するため、委託契約先には地域住民等がその構成員であること及び構成員による自主的な運営や活動の推進がなされることが求められる。

以上より、契約先として求められる要素を満たす団体は要綱に定められた当該団体のみであることから、本契約はその性質が入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とし上記団体を特名し本契約の相手方とする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課教育支援担当（電話番号 06-6622-9893）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 「生涯学習ルーム」事業 業務委託

### 2 契約の相手方

下記小学校の生涯学習ルーム運営委員会

高松・常盤・金塚・丸山・晴明丘・阿倍野・阪南・長池・苗代・晴明丘南

### 3 随意契約理由

本事業の実施にあたっては、とりわけ、小学校区において「まなび」を通じて地域住民が主体となった「教育コミュニティ」づくりをめざしていくために、会場となる小学校関係者はもとより、地域における諸団体と連携ができるように運営していくことが重要であり、地域の実情、実態を踏まえて事業を適正に行うことが必要である。

各「小学校生涯学習ルーム運営委員会」は、小学校区における人々の学習活動の奨励・援助の役割を担う市民ボランティアとして市長より委嘱を受けている「生涯学習推進員」を中心にしながら、連合振興町会などの地域関係諸団体や、PTAなどの青少年の健全育成に資する社会教育団体の代表、さらに老人会などの多様な年齢層の代表者と学校関係者等で構成されている組織で、地域住民自身が主体となり、地域が一体となって各小学校区における「教育コミュニティ」づくりを促進できる唯一の団体であり、本事業を請け負うことができる団体は他に存在しない。

よって、各「小学校生涯学習ルーム運営委員会」を特名し本契約の相手方とする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課教育支援担当（電話番号 06-6622-9893）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 「小学校区教育協議会ーはぐくみネットー」事業 業務委託

### 2 契約の相手方

下記小学校の小学校区教育協議会ーはぐくみネットー

晴明丘南・苗代・長池・阪南・常盤・金塚・晴明丘・阿倍野・高松・丸山

### 3 随意契約理由

本事業を円滑かつ効果的に実施するためには、地域住民が自主的、主体的に取り組むことが肝要であり、地域の実情、実態を踏まえて事業を適正に行うことが必要である。

各「小学校区教育協議会ーはぐくみネットー」は、日常的に各小学校区での子どもに関わる情報を集め、連絡調整など活動の中心を担う市民ボランティアとして市教育委員会教育長より委嘱されている「はぐくみネットコーディネーター」を中心に、PTA、各小学校区において子どもに関わる地域諸団体関係者（子ども会、青少年指導員・青少年福祉委員、主任児童委員、民生委員・児童委員、地域振興町会、女性会、老人会など）、学校関係者、小学校において行われている各種事業関係者（生涯学習ルーム運営委員、児童いきいき放課後事業実行委員、学校体育施設開放事業運営委員）で構成されている組織で、各小学校区において、地域住民主体での子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを促進できる唯一の団体であり、本事業を請け負うことができる団体は他に存在しない。

よって、各「小学校区教育協議会ーはぐくみネットー」を特名し本契約の相手方とする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課教育支援担当（電話番号 06-6622-9893）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度「あべの 安全・安心 見守り、支え合い隊」事業

## 2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市阿倍野区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本事業は、災害時等に備えた日頃からの見守り活動を進めることにより、地域における要援護者の支援体制を構築することを目的とし、本事業により配置する「地域福祉コーディネーター」（各地域1名）を中心にした、要援護者の把握から、見守りボランティアの発掘・育成、地域や福祉関係施設との連携等、複雑化・多様化する地域福祉課題の解決に向けた取組みを進めるものである。

事業の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理、訪問等を行うだけではなく、名簿への同意確認や訪問等により得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し支援に繋げていくことが本事業の真の目的であり、地域や福祉関係施設、行政機関等と密接に連携し、個別事案に対応できる事業者へ委託する必要があることから、次の理由により本事業を確実に履行できる唯一の事業者である、大阪市阿倍野区社会福祉協議会へ本事業を特名により随意契約することとする。

○当区と地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結していること

○福祉局が実施する「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の受託事業者であり、「見守り相談室」を設置し、コミュニティーソーシャルワーカーである「見守り支援ネットワーク」による要援護者支援の体制を確保していること

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

阿倍野区役所保健福祉課福祉担当（電話番号 06-6622-9857）



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市阿倍野区における新たな地域コミュニティ支援事業

### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

### 3 随意契約理由

本事業は「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容としており、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであることから、各地域活動協議会からの多種多様なニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。業務の実施には、それらのニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力を備えている必要があるため、価格よりむしろ内容が重視されるため、受託者の選定方法として公募型企画競争（プロポーザル）方式を採用することとした。

公募型企画競争（プロポーザル）方式により受託者を公募し、（一財）大阪市コミュニティ協会が選定されたため、当事業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課市民協働担当（電話番号 06-6622-9787）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

阪堺電気軌道上町線軌道敷の芝生維持管理業務委託（概算契約）

## 2 契約の相手方

南海ビルサービス株式会社

## 3 随意契約理由

「阪堺電気軌道上町線軌道敷の芝生維持管理業務」における対象の芝生については、阪堺電気軌道株式会社が管理・運営している軌道上に植生されているため、芝生への散水や刈り込みなどの維持管理作業を、阪堺電車の運行に影響を及ぼさないように行う必要がある。

このため、維持管理作業者は軌道法軌道運転規則第7条に定める知識技能を保有しており、軌道を管理・運営している阪堺電気軌道株式会社がこれを認めた者でなければならない。

また、阪堺電気軌道株式会社が行う保線業務への影響を避ける必要性や、芝生維持管理作業中の事故が発生した場合の連絡など、迅速かつ密な連絡・連携が求められると共に責任の所在を明確にする観点から芝生維持管理の一貫した責任体制が必要である。

当該事業者は上記条件を満たすとともに、これまでも、阪堺電気軌道株式会社の軌道上の除草作業を行っており、軌道上での作業に精通していることから、本事業を確実に履行できる唯一の事業者であるため、当該事業者を特名随意契約することとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課市民協働担当（電話番号 06-6622-9787）

## 随意契約理由

### 1 案件名称

阿倍野区コミュニティ育成事業業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

### 3 随意契約理由

現在、少子高齢化の進展や、生活様式・価値観の多様化により住民相互の連帯意識の希薄化、課題の多様化により地域社会は様々な課題を抱えている。

本事業は、地域の特性に合わせて各種団体と協働しながら事業を実施するなど、地域コミュニティ育成事業に関するノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があるため、価格よりむしろ内容が重視される。そこで、受託者の選定方法として公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用する。

公募型企画競争（プロポーザル）方式により受託者を公募し、（一財）大阪市コミュニティ協会が選定されたため、当事業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課市民協働担当（電話番号 06-6622-9787）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立阿倍野区民センター管理運営業務

## 2 契約の相手方

株式会社ビケンテクノ

## 3 随意契約理由

業務実施にあたり、一般公募により令和3年度から令和7年度までの管理運営を行う指定管理者を広く募集し、その結果、区役所附設会館指定管理予定者選定委員会により指定管理者として株式会社ビケンテクノが選定されているため、引き続き当事業者と特名随意契約により締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課市民協働担当（電話番号 06-6622-9787）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 阿倍野区広報紙「広報あべの」企画編集業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社トライアウト

### 3 随意契約理由

本業務は区民及び区内企業に対して、阿倍野区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報を、分かりやすく的確に情報発信することにより、市・区の施策や取り組み等への理解・関心を高めることを目的とする。

その目的に対し、最大限の成果を得るためには、区民及び区内企業のニーズを意識した情報発信、特に無関心層、若年層が広報紙への関心を高め手に取って読みたくなるような戦略性の高い情報発信及び「見やすい・わかりやすい・親しみやすい」紙面を作成するための専門的な編集力・企画力が必要であることから、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、もっとも効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用する。

公募型プロポーザル方式により受託者を公募し、株式会社トライアウトが選定されたため、当事業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

阿倍野区役所総務課区政企画担当（電話番号 06-6622-9683）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

統一地方選挙（令和5年4月9日執行）にかかるタクシー（時間貸）借入れ

## 2 契約の相手方

未来都ハイタク事業協同組合

## 3 随意契約理由

本契約は、令和5年4月9日（日）執行予定の統一地方選挙において、投票用紙や投票箱を各投票所への送致等に必要なタクシーを借入れするものである。

使用する台数が非常に多いため、台数を確保できる事業者が限られており、さらには選挙執行時においては、他区役所や他自治体においても同じタイミングでタクシーを利用するため、対応可能な業者が限定される。

早急に業者を決定しなければ、必要台数を確保することができず、選挙事務の円滑な運営に重大な支障をきたすこととなる。

以上のことから、今回必要な台数を確保することができる事業者（未来都ハイタク事業協同組合）と特名随意契約することとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

阿倍野区役所総務課総務担当（電話番号 06-6622-9625）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

阿倍野区役所児童相談等システムパソコン修繕業務

## 2 契約の相手方

株式会社大塚商会

## 3 随意契約理由

今回修理が必要となる児童相談等システムパソコンについては、株式会社 JECC とのリース契約をしているものであり、リース契約の保守業者には株式会社大塚商会が指定されている。（「保守業務実施承認願」により確認済み。）

本件に関しては、保守対象外として有償による修理となるが、修理後も元のリース契約に付属する保守対象とするためには、現在リース会社の保守業者指定をされている業者の修理が必要となるため、株式会社大塚商会と契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

阿倍野区役所保健福祉課子育て支援担当（電話番号 06-6622-9865）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

阿倍野区役所 1 階男子トイレ自動水栓修繕業務

## 2 契約の相手方

株式会社リビングサービス

## 3 随意契約理由

1 階男子トイレの自動水栓が、コントローラー異常等の不具合により水が出てこなく、正常に使用できない状態となっている。

当該場所は、多くの来庁者及び職員が使用するトイレであり、衛生管理上の観点からも、早急に修繕する必要がある。

迅速に対応できる修理業者を製造元である TOTO（株）のアフターサービス部門より紹介を受け、当該業者（TOTO（株）指定サービス代行店）と特名随意契約するものとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

## 5 担当部署

阿倍野区役所総務課総務担当（電話番号 06-6622-9625）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

阿倍野区役所 1 階保健福祉センター側トイレ配管修繕業務

## 2 契約の相手方

大都保全興業株式会社

## 2 随意契約理由

阿倍野区役所 1 階の保健福祉センター側のトイレにおいて、排水が正常に行われておらず、配管のつまりを解消させるため令和 5 年 2 月 11 日（土）に配管洗浄作業を実施した。その際、配管の一部に樹木の根が侵入していることが判明したため、可能な範囲で根の除去作業をあわせて実施した。

しかしながら、令和 5 年 2 月 20 日（月）に再び保健福祉センター側トイレの排水のつまりが発生した。つまりの解消には樹木の根が侵入している配管を交換する必要があるが、当該配管は全体で 10m 以上と長くすべてを交換するにはかなりの時間と費用が必要となるため、配管内のカメラ調査を実施した上で最低限交換が必要となる配管のみ交換作業を実施することとしており、令和 5 年 3 月 15 日（水）に実施した調査の結果、1 m の配管を改修することで改善するであろうことが判明したため、今回改めて当該配管の修繕を行うこととする。

現在当該トイレの使用を制限しており、区役所業務の運営上支障が生じているため早急な対応が必要である。ついては、上記配管洗浄作業及び根の除去作業及び配管カメラ調査の契約を履行し、当該配管構造を熟知している大都保全興業(株)が早期の対応が可能であることから、当該業者と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

## 5 担当部署

阿倍野区役所総務課総務担当（電話番号 06-6622-9625）